

公立大学法人秋田公立美術大学第2期中期目標の策定方針について

平成30年7月10日

公立大学法人担当

1 第2期中期目標策定の概要

(1) 第1期中期目標期間が平成31年3月で終了することから、平成30年度中に第2期中期目標および中期計画の策定が必要となる。

(2) 中期目標は設置者である市が策定し、大学法人に対し指示する。

ただし、地方独立行政法人法の規定により、

○評価委員会への意見聴取および議決が必要

○あらかじめ、大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

(3) 法人は指示された中期目標を達成するための中期計画を策定し、設立団体の長の認可を受け、計画に従い業務を実施する。

ただし、地方独立行政法人法の規定により、

○設立団体の長は、中期計画を認可する際、評価委員会への意見聴取が必要。

2 第2期中期目標骨子案

(1) 以下の法定記載事項について、中期目標として具体的に定める。

「中期目標の期間」

「大学の教育研究等の質の向上に関する事項」

「業務運営の改善及び効率化に関する事項」

「財務内容の改善に関する事項」

「その他業務運営に関する重要事項」

(2) 基本的な考え方

第1期中期目標、中期計画の進捗状況や評価委員会による意見等も考慮しつつ、以下の事項に対応した目標とする。

ア 大学の基本理念を念頭に、地域のニーズや、少子高齢化、地方創生等、時代の変化をふまえた目標とする。

(ア) 大学としての競争力の向上や、学生支援機能の充実

(イ) 地域の課題解決のシンクタンク機能の確立

(ウ) ガバナンス体制の強化と、機動的、効果的な業務運営の推進

イ 教育研究に関する目標には、第1期中期目標の期間中に開学した大学院教育について記載

(3) 第2期中期目標構成案

(前文)

- 第1 中期目標の期間および教育研究組織
- 1 中期目標の期間
 - 2 教育研究上の基本組織
- 第2 教育の質の向上に関する目標
- 1 教育に関する目標
教育内容の充実やグローバル人材の育成、教育の質の向上、学生確保に関する取り組みの強化について記述
 - 2 学生の支援に関する目標
学習、生活、進路支援の充実について記述するほか、総合的な支援体制の整備について記述
- 第3 研究の質の向上に関する目標
- 1 研究に関する目標
研究水準の向上と研究支援体制の充実に関して記述
- 第4 社会連携の充実に関する目標
- 1 社会連携に関する目標
地域課題解決のシンクタンク機能の確立も含めた地域社会への貢献や、産学官連携、他機関との連携の推進について記述
- 第5 国際交流の展開に関する目標
- 1 国際交流に関する目標
海外との交流機会の拡充について記述
- 第6 業務運営の改善および効率化に関する目標
- 1 運営体制の改善に関する目標
ガバナンス体制の強化、機動的・効率的な組織運営の実施のほか、新たに監査制度の充実について記述
 - 2 人事の適正化に関する目標
人事制度の運用と人材育成について記述
 - 3 事務等の効率化に関する目標
事務処理の効率化について記述
- 第7 財務内容の改善に関する目標
- 1 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する目標
外部資金等自己収入の確保について記述
 - 2 経費の効率化に関する目標
安定的な財政運営について記述
 - 3 資産の運用管理に関する目標
施設および知的財産の有効活用について記述
- 第8 自己点検および評価並びに情報公開等に関する目標
- 1 評価の充実に関する目標
 - 2 情報公開等の推進に関する目標
- 第9 その他業務運営に関する重要目標
- 1 施設設備の整備に関する目標
 - 2 大学支援組織等との連携に関する目標
同窓会・後援会や地元企業との連携強化について記述
 - 3 安全管理に関する目標
安全管理体制の確立や危機管理体制の充実等について記述
 - 4 人権擁護・法令遵守に関する目標

3 策定スケジュール

現在、大学法人との連携を密にし、大学法人の意見に配慮しながら案の策定を進めており、最終案の策定まで段階ごとに評価委員会や市議会の意見や助言を案に反映させていく。

- 6月21日 6月議会定例会総務委員会で策定スケジュール等を説明
- 7月10日 第1回評価委員会で中期目標策定方針および骨子案等を説明
- 8月7日 第2回評価委員会で中期目標（案）について意見聴取
中期計画骨子案について説明
- 8月～9月 パブリックコメント実施
- 9月 評価委員会およびパブリックコメントの意見を反映した中期目標（案）を9月市議会定例会総務委員会において報告併せて意見聴取
- 10月 第3回評価委員会で中期目標（最終案）を確定
中期計画（案）について意見聴取
- 11月 中期目標を11月市議会定例会に議案として提出・議決
- 12月 中期目標議決後、大学法人に対し、指示・公表
- 1月 第4回評価委員会で中期計画（最終案）確定
- 2月 設立団体の長が中期計画を認可